

社会福祉法人仙人福祉事業会
介護予防通所介護事業所
夜久野デイサービスセンター運営規程

平成18年 4月 1日

介護保険規程 第 5 号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人仙人福祉事業会が運営する介護予防通所介護事業所夜久野デイサービスセンターの事業(以下「事業者」という。)が行う指定介護予防通所介護または福知山市並びに朝来市介護予防・日常生活支援総合事業の各事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、高齢者の生活機能が低下し要支援状態となった場合、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護予防通所介護は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、機能訓練等の目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 事業者は、自らその提供する介護予防通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、介護予防サービス計画または介護予防・支援計画に基づき個別サービス計画を作成し、利用者の生活機能回復訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行うとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 4 事業所の従業員は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に応じて適切に提供するものとする。
- 6 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人仙人福祉事業会 夜久野デイサービスセンター
- 二 所在地 京都府福知山市夜久野町平野 1030 番地

(定員)

第4条 1日に事業のサービスを提供する定員は、通所介護も含め30名とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の職員の管理、業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対する必要な指揮命令を行う。

二 生活相談員 2名(兼務)

生活相談員は、利用者及びその家族に対し、適切な相談・助言等利用に当たっての面接並びに相当期間以上利用することが予定され、既に介護予防サービス・支援計画表が作成されている利用者及びその家族に介護計画を作成しその内容等について説明を行う。

三 看護職員 3名(兼務)

看護職員は、利用者の希望、主治医の意見及び利用者の療養の状況を踏まえて、要支援状態の軽減若しくは、悪化防止、予防のための適切な処置を行う。

四 介護職員 10名(内2名兼務)

介護職員は、介護予防通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行う。

五 管理栄養士 1名(兼務)

管理栄養士は、利用者に対する適切な食事の提供と栄養指導並びに給食事務及び調理場の保健衛生等の業務を行う。

六 機能訓練指導員 3名(兼務)

機能訓練指導員は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な生活機能の改善、又はその機能低下を防止するために必要な機能訓練及び指導を行う。

七 事務職員 1名(兼務)

事務職員は、施設の維持・運営に必要な事務を行う。

八 運転員 3名

運転員は、利用者の送迎用の自動車運転業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月2日までを除く。

二 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防通所介護の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

一 入浴支援及び介護

二 食事支援及び介護

三 一、二以外の日常生活上の支援及び機能訓練

(事業の利用料等)

第8条 本事業所が提供する指定介護予防通所介護の利用料は、介護報酬の公示上の額、また、福知山市並びに朝来市介護予防・日常生活支援総合事業の利用料は福知山市または朝来市がそれぞれ定める額とし、介護予防通所介護が、法定代理受領サービスであるときは、その1割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割又は3割)の自己負担額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に定める利用料金を利用者から支払いを受けることができるものとする。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食費
 - (3) おむつ代
 - (4) レクリエーション等にかかる費用
 - (5) 前各号に掲げるものの他、介護予防通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 2 前項のサービスの提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 介護予防通所事業の実施地域は、福知山市及び兵庫県朝来市の区域とし、福知山市介護予防・日常生活支援総合事業の実施地域は、福知山市夜久野町地域、朝来市介護予防・日常生活支援総合事業の実施地域は、朝来市地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の提供中に、利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 施設担当者は、施設内で次の行為はしないことを事前に利用者に説明するものとする。

- (1) 暴力行為、泥酔等他の利用者に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で火気を使用すること。
- (3) 施設内の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること。

(非常災害対策)

第12条 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携

方法を確認し、また、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、介護職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後一ヶ月以内
- (2) 階層別研修 随時

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人仙人福祉事業会と事業所の管理者との協議に基づいて別に定めるものとする。
- 5 その他この規程に定めのない事項は、介護保険法に準ずる。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- ◆ この規程は、平成18年10月17日一部改正して平成18年10月1日から施行する。
- ◆ この規程は、平成19年3月26日一部改正して平成19年4月1日から施行する。
- ◆ この規程は、平成20年3月26日一部改正して平成20年4月1日から施行する。
- ◆ この規程は、平成20年5月26日一部改正して平成20年6月1日から施行する。

- ◆ この規程は、平成 21 年 3 月 23 日一部改正して平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 23 年 3 月 25 日一部改正して平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 24 年 3 月 26 日一部改正して平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 25 年 3 月 25 日一部改正して平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 26 年 3 月 25 日一部改正して平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 27 年 3 月 25 日一部改正して平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 28 年 3 月 28 日一部改正して平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 29 年 3 月 28 日一部改正して平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 30 年 4 月 1 日一部改正して平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、平成 30 年 11 月 22 日一部改正して平成 30 年 8 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、平成 31 年 4 月 4 日一部改正して平成 31 年 4 月 1 日から適用する
- ◆ この規程は、令和 3 年 6 月 1 日一部改正して令和 3 年 6 月 1 日から適用する
- ◆ この規程は、令和 3 年 8 月 1 日一部改正して令和 3 年 8 月 1 日から適用する
- ◆ この規程は、令和 3 年 10 月 1 日一部改正して令和 3 年 10 月 1 日から適用する
- ◆ この規程は、令和 6 年 1 月 31 日一部改正して令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 6 年 10 月 1 日一部改正して令和 6 年 10 月 1 日から適用する。